

## 共同防火管理協議会構成員一覧

番号	届出者の氏名等		テナント名称・階
共同防火 代表者			
1	住 所 氏 名 電 話 番 号		
共同防火 構成事業所			
2	住 所 氏 名 電 話 番 号		
3	住 所 氏 名 電 話 番 号		
4	住 所 氏 名 電 話 番 号		
5	住 所 氏 名 電 話 番 号		
6	住 所 氏 名 電 話 番 号		
7	住 所 氏 名 電 話 番 号		
8	住 所 氏 名 電 話 番 号		
9	住 所 氏 名 電 話 番 号		

- 注1 届出者の氏名に記入にあたり、法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。
- 注2 記載されている代表者が変更となった場合には、統括防火管理者選任（解任）届出書を提出してください。

# 共同防火管理協議会協議事項

年 月 日

## 【協議会の構成】

第1条 \_\_\_\_\_の所有者・賃貸者等管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）の協議により、統括防火管理者を選任し、共同防火管理を行うために別紙の構成員をもって共同防火管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。なお、協議会の事務局は、\_\_\_\_\_に置くものとする。

## 【協議会の代表者等】

第2条 協議会会長は\_\_\_\_\_、協議会副会長は\_\_\_\_\_とする。  
統括防火管理者は、\_\_\_\_\_とする。

## 【協議会の事業等】

第3条 協議会の事業は次のとおりとする。

- (1) 統括防火管理者の選任及び承認に関すること。
- (2) 消防法その他消防関係法令の研修及び火災予防に関すること。
- (3) 自衛消防組織の整備及び訓練の実施方法等の研究に関すること。
- (4) 全体についての消防計画の整備及び承認に関すること。
- (5) その他共同防火管理に必要な事項。

## 【会長の任務】

第4条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

2 会長は、次に掲げる変更があった場合、管理権原者を代表して遅滞なく消防機関へ届出を行うものとする。

- (1) 協議会の構成員を変更したとき
- (2) 協議会の代表者又は統括防火管理者を変更したとき
- (3) 全体についての消防計画を変更したとき

## 【協議会の開催】

第5条 協議会の開催は次のとおりとする。

- (1) 定例総会は年\_\_\_\_\_回とする。
- (2) 臨時総会は協議会の代表者が必要と認めるときに開催する。

## 【経費の分担】

第6条 協議会において経費を必要とする事業を行う場合は、その都度協議し経費の分担を定めるものとする。

付 則 この協議事項は、 年 月 日から施行する。

## 統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について

\_\_\_\_\_ビルの「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者\_\_\_\_\_に付与する権限等については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 必要な権限の付与（消防法施行規則第3条の3第1項第1号）

管理権原者から統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

#### 2 防火管理上必要な業務（消防法施行規則第3条の3第1項第2号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

#### 3 防火管理上必要な事項（消防法施行規則第3条の3第1項第3号）

管理権原者から、「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (4) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項